

## 桜井市旧学校給食センター及び桜井南幼稚園什器備品処分業務委託仕様書

### 1. 業務名

桜井市旧学校給食センター及び桜井南幼稚園什器備品処分業務委託（以下「本業務」という。）

### 2. 業務目的

桜井市旧学校給食センター及び桜井南幼稚園の解体工事に伴い、当該施設敷地内に残る什器・備品等を適切に集積、搬出、運搬し、処分することを目的とする。

### 3. 業務場所

本業務の履行場所は以下のとおりとする。各施設の配置については、添付資料2「各施設配置」を確認すること。

- (1) 旧学校給食センター （桜井市大字河西 地内）2階建  
及び付属建物等敷地内すべて（休憩室・車庫・倉庫等）
- (2) 桜井南幼稚園 （桜井市大字河西 地内）平屋建  
及び付属建物等敷地内すべて（遊戯棟・プール・コンテナ・倉庫等）

### 4. 業務期間

契約締結の日から令和8年7月31日（金）までとする。ただし、各施設から敷地外へ残什器等を集積、搬出、運搬する作業は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 旧学校給食センター 令和8年4月20日（月）～令和8年5月22日（金）
- (2) 桜井南幼稚園 令和8年5月1日（金）～令和8年5月22日（金）

### 5. 処分対象物（予定）

処分対象物（予定）は、以下に示すとおりとする。詳細については添付資料1「廃棄予定什器リスト」、添付資料2「各施設配置」を参考とすること。ただし、残什器等については現時点では未確定のため、組織内での什器移管等により今後変動することがある。

また、本業務に係る費用の算出にあたっては、本業務を実施するために必要な費用をすべて含むものとする。

- (1) 什器備品等残置物  
ロッカー・机・いす等
- (2) OA機器  
印刷機等

(3) 一般家電

テレビ、洗濯機、冷蔵庫等

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）（以下「家電リサイクル法」という。）対象となるものについては、受注者にて家電リサイクル券を用意すること。なお、リサイクル券に関する費用は本業務に含むものとする。

(4) 雑品類など

(5) 除外物品

本業務による運搬作業終了後に実施する別業務「桜井市旧学校給食センター及び桜井南幼稚園解体工事」における解体工事設計に含まれる物品は対象から除く（主に建物と一体となった作り付け等の物品等）。詳細は発注者へ確認すること。

(6) 事業系一般廃棄物

可燃ごみ、不燃ごみ等の事業系一般廃棄物の収集・運搬・処理として、4t車4台分程度を想定し、桜井市グリーンパークへ運搬、処理を行うこと。搬入日、搬入車両、分別方法などの搬入方法については事前に桜井市環境部施設課と協議の上決定するものとする。なお、桜井市グリーンパークで処理する事業系一般廃棄物における処理手数料は減免対象とし、全額免除とする。

## 6. 業務内容

(1) 受注者は、「5. 処分対象物（予定）」に示す残什器等を履行期間内に施設から搬出、収集運搬し、適切に処分するものとする。施設からの搬出等にあたっては、施設利用者等に危険を及ぼさないように注意をすること。

(2) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃掃法」という。）、家電リサイクル法等、関連法令の規定に基づき業務を実施すること。また、本業務において、安全衛生及び周辺環境へ影響を及ぼさないよう配慮し、安全かつ円滑に実施すること。

(3) 業務計画書作成

受注者は、契約締結後速やかに次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成のうえ、発注者に提出し発注者の承諾を得るものとする。

- (ア) 業務実施方針
- (イ) 業務工程
- (ウ) 業務実施体制
- (エ) 配置責任者

(4) 関係官公署への諸手続き

(ア) 必要な関係官公署に対する諸手続きは、受注者の責任により遅滞なく行うこと。

(イ) 関係官公署への諸手続きに係る関係書類は、成果物として編纂し整理すること。

(5) 提出物及び報告について

- (ア) 産業廃棄物の処分に際し、受注者は廃棄が完了した後マニフェストに必要事項を記載し、発注者へ提出すること。
- (イ) 各作業工程における状況を写真撮影により管理し、報告書として整理すること。
- (ウ) 6. 業務内容 (4) (イ) 関係官公署への諸手続きに係る関係書類

(6) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- (ア) マニフェストは受注者の負担とし、事前に必要事項が記載又は印字されたものを発注者に引き渡すこと。
- (イ) 受注者は、発注者の発行する産業廃棄物管理票に適正に処理されたことを正確に記載し、発注者に提出すること。マニフェストの記載方法は、廃掃法の定めによるほか、この仕様書によるものとする。

(7) 産業廃棄物処理等の許可証について

本業務の対象となる産業廃棄物に関して、次の事項が確認できる許可証の写し等を提出すること。

- (ア) 廃掃法による許可の区分（収集運搬業、処分業）
  - ①収集運搬実施業者の許可証
  - ②処分業者の許可証
  - ③産業廃棄物の収集運搬、処分を自ら行わない場合には、双方によって締結した業務提携書（様式2）の写し
- (イ) 取扱いのできる廃棄物の種類に、当委託業務の遂行に必要となる許可品目がすべて含まれていること。
- (ウ) 許可の条件
- (エ) 許可の期限（業務の完了までに期限が切れる場合には、速やかに更新手続き中であることを示す資料の写し等を発注者へ提出すること）
- (オ) 運搬の委託における積み替え又は保管を行う場合は、積み替え又は保管を行う場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限
- (カ) 処分の委託における処理施設の種類及び処理能力
- (キ) その他、廃掃法等に基づく確認事項の図書

## 7. 契約及び支払い方法等

- (1) 受注者・収集運搬業者・処分業者が異なる場合であっても、同一の契約を締結するものとする。
- (2) 対象となる残置物の全廃棄及びそれに伴う受注者からの書類の提出・報告の確認をもって、本業務の完了とする。発注者は受注者に対し、本業務完了後、受注者の請求に基づき本業務の委託料を一括して支払うものとする。

添付資料1「廃棄予定什器リスト」内の什器備品は令和8年1月23日時点で処分を検討中のもので、本業務にあたっては移管等に伴い今後変動する可能性があるが、それにより契約金額に変更は生じないものとする。

#### 8. 再委託の禁止

受注者は、本業務を他に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

#### 9. 留意事項

- (1) 本業務の実施によって知り得た情報を第三者に漏らし、あるいは他の目的に使用してはならない。
- (2) 処分対象物の収集運搬にあたっては施設及び施設附帯物への汚損などが発生しないよう慎重に行うこと。
- (3) 処分対象物は現状有姿での引き渡しとし、引渡後の故障・瑕疵等について発注者は一切の責任を負わない。
- (4) 処分対象物に所有者等を表示する管理票、シールおよび直接の記入で、所有者が特定し得る情報が表示されている場合には、引き渡し時に受注者の責任と費用負担で必ずこれを除去すること。
- (5) 処分対象物の搬出作業に当たっては、発注者と作業スケジュール、搬送ルートの協議を行い、事故防止及び道路混雑、騒音等の発生に注意すること。
- (6) 受注者は、搬出作業等の現地責任者を定め、事故等が発生した場合には、速やかに発注者に報告すること。
- (7) 上記事項に明示していない事項でも、業務遂行上または技術上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において行うこと。
- (8) 本業務において、疑義が生じたときは発注者と協議のうえ、その取り扱いを決めることとする。

#### 10. 連絡先

桜井市 こども家庭部 こども政策課  
〒633-0062 奈良県桜井市大字粟殿 1000 番地の 1  
桜井市保健福祉センター陽だまり  
電話 0744-47-4504  
FAX 0744-45-1785